

平成20年度包括外部監査結果に基づく改善措置検討結果一覧（平成22年度調査結果）

監査テーマ「新潟市が、市民から税や使用料等を徴収する際や市民への補助金やサービスの提供を行う際に基準となる市民の所得状況や資産保有状況に関する情報の収集・管理を適正に行っているか。」

監査の結果に基づき措置を講じたもの

頁	監査対象	監査結果の概要	結果に対する措置等 (平成21年度実施)	結果に対する措置等 (平成22年度実施)
82	財務部 資産税課	<p>第三部 外部監査結果による指摘事項</p> <p>A 課税部門に係る指摘事項</p> <p>A-2 固定資産税に関する指摘事項</p> <p>第4 固定資産税の過年度分更正を実施できる体制を整えるべきである。</p> <p>1 現状の問題点</p> <p>過年度の課税漏れ分についての追徴課税は行われていない。</p> <p>3 対応策</p> <p>対応策として考えられるのは、</p> <p>① 固定資産評価の効率化・迅速化により、資産評価の見直しが固定資産課税台帳に反映される間隔を短くすること、及び</p> <p>② 専門職員の養成と専門組織の整備による税務執行体制の強化である。</p> <p>(上記①に関して)</p> <p>固定資産評価の効率化・迅速化のためには考えられるのは、アウトソーシングの活用である。</p> <p>民間への委託をさらに進めて、現地確認調査についても、民間業者に委託することで短期間に実施する方策を検討してみてもどうか。質問検査権を使わない範囲での実態確認調査程度の現地調査に民間業者を使うだけで、かなりの迅速化につながるのではないだろうか。</p>	<p>税務行政の組織強化を図るため税務専門組織（市税事務所）を平成22年度以降のできるだけ早い時期に設置する予定としており、過年度分更正が実施できる組織体制と併せて評価の見直しが課税台帳に反映される間隔を短くするための方策について検討してまいります。</p>	<p>平成21年度から、一部の木造在来家屋の評価について、これまでの「部分別による再建築費算出方法」から「比準による再建築費算出方法」を導入し、事務の簡素化、効率化を図りました。</p> <p>これにより、当初賦課の事務作業量が軽減された分を課税漏れ等の調査に比重をかけることで、同調査の迅速化への対応を図りました。</p> <p>税務執行体制の強化については、税務専門組織（市税事務所）設置を平成22年度以降のできるだけ早い時期に設置することで検討を進めており、平成22年度中に市税事務所の設置を実施した他政令市の実績を検証し、本市に適する設置箇所、組織内容を決定する予定です。</p>

84	財務部 資産税課	<p>(上記②に関して)</p> <p>税務執行体制の弱さに対しては、税務調査による賦課や滞納税の徴収等の税務行政を専門に担当する部署を新たに設置することを検討してみてもどうか。</p> <p>第5 固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度についての市民への周知活動を通じ、利用実績の向上をはかるべきである。</p> <p>1 現状の問題点</p> <p>縦覧制度が課税の公平の観点から評価・賦課の誤り等を発見する手段として設けられていることが市民に周知されているとは思われない。</p> <p>2 制度の周知の必要性</p> <p>固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度に関する納税義務者への周知が必要である。</p> <p>固定資産の状況は多種多様であり、評価や特例の適用誤りのある可能性は少なからずある。</p> <p>納税者自身も価格が適正であるかどうかの確認をする制度があること及びその価格等に不服があった場合の不服申立制度があることを、固定資産評価額通知書等にもっと明瞭に記載すること等により、納税者自らがチェックする機会を増やして、適正な課税の実現を図るべきである。</p>	<p>制度の周知については、市報、市ホームページ、市税のしおり等を通じて行っているところですが、より制度を知っていただくための周知方法や記載内容について検討を行い、平成22年度から対応を図ってまいります。</p>	<p>平成22年度固定資産税・都市計画税納税通知書に同封したチラシ及び市民への説明用に作成している「平成22年度市税のしおり」に縦覧についての掲載を追加しました。</p> <p>これまでも掲載していた市のホームページについて、税に関する情報が見やすく検索し易いよう、情報の整理及び画面等の構成など全体を修正しました。</p> <p>また、縦覧期間前及び縦覧期間中にお知らせしている市報にいがたの掲載についても、分かりやすく目に付きやすい記載内容・表示としました。</p> <p>さらに、縦覧期間中の縦覧会場においては、縦覧制度の趣旨の説明を掲示するとともに、固定資産課税台帳の閲覧者に対し口頭で縦覧の案内をし、出来るだけ縦覧してもらえよう対応を図りました。</p>
----	-------------	--	--	--

86	財務部 税制課	<p>A-3 住民税に関する指摘事項</p> <p>第1 個人市民税に関する所得情報の把握についての指摘事項</p> <p>2 書類上の整合性のチェック体制はできているが、意図的に義務をのがれようとする者に対する課税の公平の観点からの現地調査などの牽制機能の構築が必要であろう。</p>	<p>特別徴収未実施事業所リストを作成し、業種、従業員の勤務形態などから、特別徴収が可能と思われる事業所に対し、税制課と納税課が連携し、特別徴収の実施を指導する体制を確立し、計画的に実施できるよう検討いたします。</p>	<p>平成21年度の取り組みは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収の実施が可能と思われる事業所を抽出し、リストを作成しました。制度の周知と合わせて、実施の可否について調査票を送付しました。(調査件数：約1,500、回答件数：約880) ・納税課及び新潟県税部とともに回答のあった事業所を訪問し、実施のための書類を送付しました。(特別徴収の新規事業所数 約100事業所) <p>また、平成22年度の取り組みは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の調査結果で「今後検討する」と回答のあった約200事業所に対し、電話・訪問で特別徴収移行の勧奨を行っています。 ・特別徴収を実施した事業所を除く約1,200事業所に対しても文書を送付し、制度の周知及び特別徴収の働きかけを行っています。 ・新潟県主導による検討会において、県内統一による今後の方向性と具体策の検討を行っています。
----	------------	---	--	---

88	健康福祉部 健康福祉総務課（※1）	<p>B 行政サービス部門への指摘事項</p> <p>B-1 行政サービス部門への総論的指摘事項</p> <p>第2 生活保護申請の際に、行政サービス一覧とその申請を希望する旨を表記したチェックリストを作成し活用すべきである。</p> <p>生活保護の申請の際に、生活保護世帯の認定を受けた場合に市から受けることのできる行政サービス一覧とその申請を希望する旨を表記したチェックリストを活用することにより、サービスの申請をすべてワンストップで終えることのできるシステムを採用することにより、受給者の便宜をはかるとともに行政事務の合理化・整合化の確保を実現すべきである。</p> <p>生活保護世帯が受けられる行政サービスを一覧化した統合申請書を新たに策定し、この統合申請書を、生活保護開始時にケースワーカーが世帯の意向を一括して確認するためのチェックリストとすることにより、「生活保護に係る申請の一本化」を実現し、その選択した所得基準行政サービスの申請に必要な書類や手続きを簡易化すべきである。</p>	<p>各種減免の申請書等の様式は、各担当課が所管している規則で定められています。このため、統合申請書の作成は、各課の意見調整が必要なことから時間がかかります。</p> <p>現状では、各福祉事務所は、生活保護の申請時に、担当者が手続き上必要な書類を確認するためチェックリストを使用しながら業務にあたっており、その中に下水道使用料の減免や国保の脱退手続き等、減免制度の一部が含まれています。</p> <p>しかし、生活保護世帯が受けられる行政サービス一覧を網羅したものまでにはいたっていないことから、今後は、行政サービスを一覧化したチェックリストを作成し、各種減免の申請書等を窓口で備えるなど、行政サービスの向上を検討します。</p>	<p>生活保護申請時には、平成 22 年度に新たに作成した「保護のしおり」をもとに、各種減免サービスの説明をしています。</p>
90	健康福祉部 健康福祉総務課（※1）	<p>B-2 行政サービス部門に係る各論的指摘事項</p> <p>1 健康福祉部</p> <p>① 査察指導員の的確な監督・指導のための措置が必要である。</p> <p>・査察指導員の世帯訪問への同行については、ケースワカ</p>	<p>査察指導員との同行訪問やケースワ</p>	<p>生活保護制度では、毎年 4 月に保護</p>

91	健康福祉部 こども未来課（※2）	<p>一からの依頼によってのみで行うのではなく、査察指導員が抜打ち的にケースワーカーを指名して世帯訪問へ同行することにより、ケースワーカーの職務懈怠の隠蔽等について早期に把握する体制をとるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査察指導員はケースワーカーの世帯訪問に十分な同行ができないのであれば、査察指導員の指示のもと必要に応じケースワーカー同士を世帯訪問に同行させることで、査察指導員の監督業務の補完を行わせるべきである。 ・生活保護世帯の変化について、査察指導員が長年にわたって更新されないデータをチェックすることができるようにするため、生活保護システムを改良し、システムから変化のない生活保護世帯を自動的にリストアップするような査察指導員の監督アシスト機能を付加することを検討してはどうかと思われる。 <p>④ こども未来課の放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、申請者から同意書を得ることでシステムにより汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧するようにはできないか検討をすべきである。</p> <p>こども未来課の放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、申請者の負担軽減を考慮して、条例を整備して、システムにより汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧するようにはできないか、少なくとも申請者から同意書を得ることでこれが可能とならないかを検討すべきである。</p>	<p>一カー同士の同行訪問は、問題ケースに対し日常的に行われているが、抜打ち的な方法は採っていません。</p> <p>福祉事務所の組織的なチェック体制の確立のためにも、今後、「健康福祉課長・保護課長会議」や「査察指導員会議」を通じて査察指導員がケースワーカーと抜打ち的に同行訪問を実施するよう指導するとともに、監査対象事項として実施状況を確認してまいります。</p> <p>長年にわたって更新されないデータをチェックする方法として、収入や世帯状況などの変動による認定変更が行われていない世帯をリストアップし、査察指導員が確認できるようなシステムを検討します。</p> <p>ひまわりクラブの利用料については、平成 21 年度にシステム改修を行い、申請者から同意書を得ることで汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧するようになります。平成 22 年度の入会申込から対応します。</p>	<p>基準の改訂、11 月の冬季加算、そして 12 月には期末一時扶助の処理など、最低でも 1 年に 3 回の生活保護システムによる全被保護世帯を対象とした一括処理を行っています。</p> <p>一定期間において認定変更がされていないケースの抽出は可能ですが、保護決定処理で変更がなかったかどうかの判断のみとなります。方法としては、システムの画面上で基準年月日と認定変更無し期間を指定し、抽出することになります。</p> <p>新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の改正およびシステム改修を行い、申請者から同意書を得ることで、システムにより汎用連携 DB から住民税データを抽出・閲覧する方法に変更し、平成 22 年度入会申請分から対応しました。</p>
----	---------------------	---	--	---

92	教育委員会 学務課	<p>3 教育委員会</p> <p>① 学務課における業務用システムについて、汎用連携DBと連携可能な新しいシステムの構築がなされるべきである。</p> <p>学務課における業務用システムとしては「就学援助システム」があるが、これは汎用連携DBと連携できないものである。</p> <p>今後、申請者の市民税額及び所得額の確認業務等をできるだけタイムラグが生じず効率的に行うためには、汎用連携DBと連携可能な新しいシステムの構築がなされるべきである。</p>	汎用連携DBと連携して住民情報及び税情報を取込むシステムを現在開発中です。平成22年度の運用開始を予定しています。	汎用連携DBと連携した新しい「就学援助システム」を開発し、平成22年度から運用を開始しています。
----	--------------	---	---	--

(※1) 平成22年度における対応課は福祉部福祉総務課である。

(※2) 平成22年度における対応課は福祉部こども未来課である。